

令和7年度 佐世保市民霊園
墓地使用申込書

(裏面もお読みください)

佐世保市記入欄	受付方法	受付印・受付番号
	☐ 持参	
	☐ 郵送	
	入力	

あて先/佐世保市長

【住 所】 〒 - 佐世保市 町・丁目 番・番地 号 世帯主の氏名()	
ふりがな 【氏 名】 _____ 【生年月日】 昭和・平成 年 月 日生 【電話番号】 - - ※昼間に連絡が取れる電話番号をご記入ください	【納骨予定のご遺骨】 ※ある場合のみご記入ください ふりがな 氏 名 _____ (申込者との続柄 /) 他 体

必ず「申込ガイド」をお読みの上、下記に希望区画をご記入ください

第1希望	第2希望
[号] [番] —	☐ 右記区画を希望する [号] [番] — ☐ 辞退
第3希望	第4希望
☐ 右記区画を希望する [号] [番] — ☐ 辞退	☐ 4㎡がよい ☐ どの区画でもよい ☐ 6㎡がよい ☐ 辞退 ※必ずいずれかにチェックを付けてください。

承継予定者(将来お墓を継ぐ予定の方)※記載は任意です

【住 所】 〒 -
ふりがな 【氏 名】 _____ (申込者との続柄 /)
【電話番号】(※昼間に連絡が取れる電話番号をご記入ください) - -

切り取って封筒の宛名としてご利用ください

提出先 ※7/1(火)必着 (持参もしくは郵送)	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 佐世保市 生活衛生課 佐世保市中央保健福祉センター(すこやかプラザ)5階 お問合せ／0956-24-1111(内線5553、5554) (市民霊園申込書 在中)
--------------------------------	---

市民霊園墓地の使用について

- 使用者は使用権を代々承継していくことができます。永代供養はおこなっていないため、親族などの承継者がいない場合は、使用者で遺骨を移し、墓標(墓石)等を撤去して返還することを検討していただく場合があります。
- 第三者に使用権を譲渡したり、転貸したりすることはできません。
- 市民霊園墓地には、墓標の大きさや形状などに規格があり、市が定めるもの以外は設置できません。また、囲いの設置や植木の植栽も認められません。
- 墓地のカロート(地下納骨室)には、直径16cm程度、高さ14cm～18cmのサイズの骨壺で、約15～20個が収納できます。カロートの改造はできません。
- 骨壺(ご遺骨)以外のものをカロートに入れることはご遠慮ください。(入れることができないものの例 / 骨壺カバー、骨壺箱、位牌、遺品、ペットの遺骨、など)
- 次の場合は使用許可の取消事項にあたりますので、ご注意ください。
 - ・使用者が許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき
 - ・使用許可を受けた日から墓石等の設置がなく3年を経過したとき
 - ・骨壺(ご遺骨)の埋蔵後、市民霊園以外の墓地等に移動(改葬)し、新たな埋蔵がなく3年を経過したとき
 - ・使用者が墓地の譲渡や転貸をしたとき
 - ・墓地使用料を滞納し、一定期間を超えたとき
 - ・その他関係条令や規則に違反したとき

市民霊園申込・抽選にかかる注意点など

- 1つの区画に申込者が1人のときは、その方が当選となります。
- 1つの区画に2人以上の申し込みがあるときは、抽選で当選者を決定します。
- 希望欄のチェック及び区画の記入がない場合、抽選を辞退されたものとみなします。
- 第4希望にて「4㎡がよい」または「6㎡がよい」を選択された場合、第1～3希望に係る抽選の結果によっては当選とならない場合がございます。
- 当落選決定後、他の区画への変更や申し込みはできません。